

指 名 停 止 措 置 簿

室 戸 市

1. 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	市有資格No.
(株)四国舞台テレビ照明	代表取締役 林 光政	高知市大津甲651	2426

2. 指名停止の内容

指名停止期間	当該決定の日 から 令和6年5月18日 まで
指名停止の理由	<p>株式会社四国舞台テレビ照明は、専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、高知市発注の、政令で定める重要な建設工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。</p> <p>* 該当条項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 室戸市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号（建設業法違反行為）に該当。・ 同要綱の取扱いの別表第2関係5の（2）（市発注工事以外に関する建設業法違反）に該当。